

高知県議会の概要



議 事 堂

県庁本庁舎の改築に合わせ昭和37年10月に落成し、昭和37年12月定例会（第88回）から使用されている本館（地上3階、地下1階、延床面積2,902.1㎡）と、昭和47年1月に落成した別館（地上3階、延床面積1,568.5㎡）から成り、県庁本庁舎とは2階の渡り廊下で結ばれている。

沿 革

本県議会の前身というべきものとして、明治8年に県会、大区会、小区会から成る民会が、また、明治11年には土佐国州会が設置されている。

明治11年7月22日	府県会規則（太政官布告第18号）公布
12年1月23日	土佐国・阿波国を含む高知県会議員各郡別員数布達（甲第22号県令布達）土佐国27人、阿波国31人、計58人
2月	本県最初の県会議員選挙執行、土佐国選出27人、阿波国選出31人
10月30日	第1回県会招集 片岡健吉（土佐国選出）が初代議長に、磯部為吉（阿波国選出）が初代副議長に就任
13年3月2日	阿波国が本県から分離、徳島県となり、県会は土佐国7郡選出議員のみで構成することとなる
45年3月10日	県公会堂落成、一部を県会議事堂として使用
大正5年12月6日	県庁舎・県会議事堂建築議決
10年3月	県会議事堂落成
昭和13年3月12日	県会事務局設置
18年6月22日	大東亜戦争下の非常措置として県会議員の改選を1か年延長（法律第90号）
19年3月25日	同上を更に1か年延長（法律第33号）
20年7月4日	戦争により県庁舎・県会議事堂全焼、県立城東中学校校舎を仮庁舎・仮議事堂として使用
11月4日	連合軍が高知に進駐、内政はすべて軍政部の指揮下に入る
22年4月30日	日本国憲法公布後最初の県議会議員選挙執行（定員41人） 日本自由党13人、日本民主党7人、日本社会党5人、土佐民主党1人、日本農民組合1人、中立14人
5月3日	日本国憲法・地方自治法施行
5月24日	地方自治法に基づく最初の県議会招集
26年4月30日	第2回県議会議員選挙執行（定員43人）、自由党19人、日本社会党3人、国民民主党2人、無所属19人
30年4月23日	第3回県議会議員選挙執行（定員43人）、自由党16人、日本民主党2人、日本社会党（右派）2人、無所属23人
34年4月23日	第4回県議会議員選挙執行（定員43人）、自由民主党25人、日本社会党7人、無所属11人
8月1日	高知県議会史編さん委員会設置
35年3月19日	県庁舎・県会議事堂改築費議決
10月	県庁舎・県会議事堂改築工事着工 高知県農協会館の一部を仮議事堂として使用
37年3月	高知県議会史上巻（明治編）刊行

初代議長片岡健吉の銅像



立志社の創設者の一人であり、後年第7・8・9・10代の衆議院議長を務めた。

昭和37年10月27日	県庁舎・県議会議事堂落成
38年4月17日	第5回県議会議員選挙執行（定員43人）、自由民主党31人、日本社会党6人、民主社会党1人、日本共産党1人、公明政治連盟1人、無所属3人
40年3月	高知県議会史中巻（大正・昭和初期編）刊行
42年3月	高知県議会史下巻（昭和戦後編）刊行
4月15日	第6回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党27人、日本社会党5人、公明党2人、民主社会党1人、日本共産党1人、無所属6人
43年3月	高知県議会史史料編（明治28年～昭和40年）刊行
46年2月10日	高知県議会開設90年記念行事（物故議員追悼式・祝賀会）挙行
4月11日	第7回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党30人、日本社会党6人、日本共産党3人、公明党2人、無所属1人
47年1月30日	県議会議事堂別館落成
50年4月13日	第8回県議会議員選挙執行（定員41人）、自由民主党26人、日本社会党5人、公明党3人、日本共産党2人、無所属5人
54年4月8日	第9回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党23人、日本社会党6人、日本共産党4人、公明党3人、民社党1人、無所属5人
10月30日	高知県議会開設100周年記念行事（記念式典・記念植樹・祝賀会）挙行
58年4月10日	第10回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党29人、日本社会党5人、公明党3人、日本共産党3人、民社党1人、無所属1人
62年4月12日	第11回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党24人、日本社会党6人、日本共産党5人、公明党4人、無所属3人
平成3年4月7日	第12回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党28人、日本共産党4人、日本社会党3人、公明党3人、民社党1人、無所属3人
7年4月9日	第13回県議会議員選挙執行（定員42人）、自由民主党22人、日本社会党4人、日本共産党4人、公明党3人、無所属9人
11年4月11日	第14回県議会議員選挙執行（定員41人）、自由民主党20人、日本共産党6人、公明党3人、社会民主党1人、民主党1人、無所属10人
15年4月13日	第15回県議会議員選挙執行（定員41人）、自由民主党18人、日本共産党5人、公明党3人、社会民主党1人、無所属14人
6月20日	高知県議会史編さん委員会設置
19年4月8日	第16回県議会議員選挙執行（定員39人）、自由民主党13人、日本共産党4人、公明党3人、社会民主党2人、民主党1人、無所属16人
20年3月	高知県議会史（昭和38年4月～昭和46年3月）刊行
21年11月30日	高知県議会基本条例施行
23年4月10日	第17回県議会議員選挙執行（定員39人）、自由民主党13人、日本共産党5人、公明党3人、民主党1人、無所属17人
24年2月	高知県議会史（昭和46年4月～昭和54年3月）刊行
25年2月	高知県議会史（昭和54年4月～昭和62年3月）刊行
26年2月	高知県議会史（昭和62年4月～平成7年3月）刊行
27年4月12日	第18回県議会議員選挙執行（定員37人）、自由民主党17人、日本共産党4人、公明党3人、民主党1人、無所属12人
29年2月	高知県議会史（平成7年4月～平成15年3月）刊行
31年4月7日	第19回県議会議員選挙執行（定員37人）、自由民主党19人、日本共産党5人、公明党3人、立憲民主党1人、無所属9人
令和5年4月9日	第20回県議会議員選挙執行（定員37人）、自由民主党19人、日本共産党6人、公明党3人、立憲民主党1人、無所属8人

議会の構成

1 議長・副議長

議長



弘田 兼一
(自由民主党)

副議長

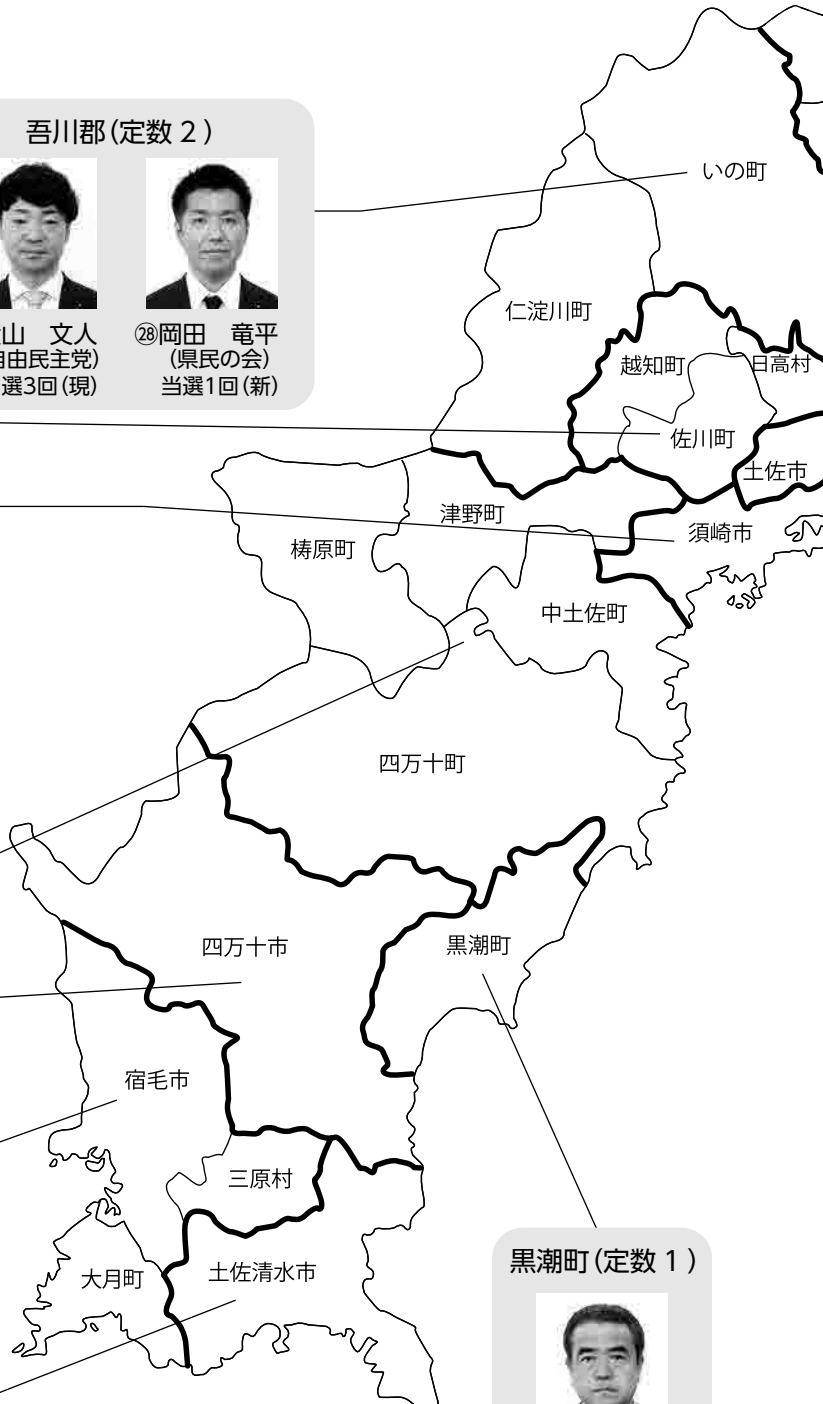


今城 誠司
(自由民主党)

2 議員定数

条例定数 37人 (現員 37人)

3 選挙区別議員名簿 (令和5年5月9日現在)



吾川郡(定数2)

⑫横山 文人 (自由民主党) 当選3回(現)

⑳岡田 竜平 (県民の会) 当選1回(新)

須崎市(定数1)

⑮西内 健 (自由民主党) 当選4回(現)

佐川町・越知町・日高村(定数1)

③桑鶴 太郎 (自由民主党) 当選2回(現)

中土佐町・梶原町・津野町・四万十町(定数2)

⑰明神 健夫 (自由民主党) 当選4回(現)

⑳武石 利彦 (一燈立志の会) 当選7回(現)

四万十市(定数2)

④土森 正一 (自由民主党) 当選2回(現)

⑳岡本 和也 (日本共産党) 当選2回(元)

宿毛市・大月町・三原村(定数2)

⑦今城 誠司 (自由民主党) 当選3回(現)

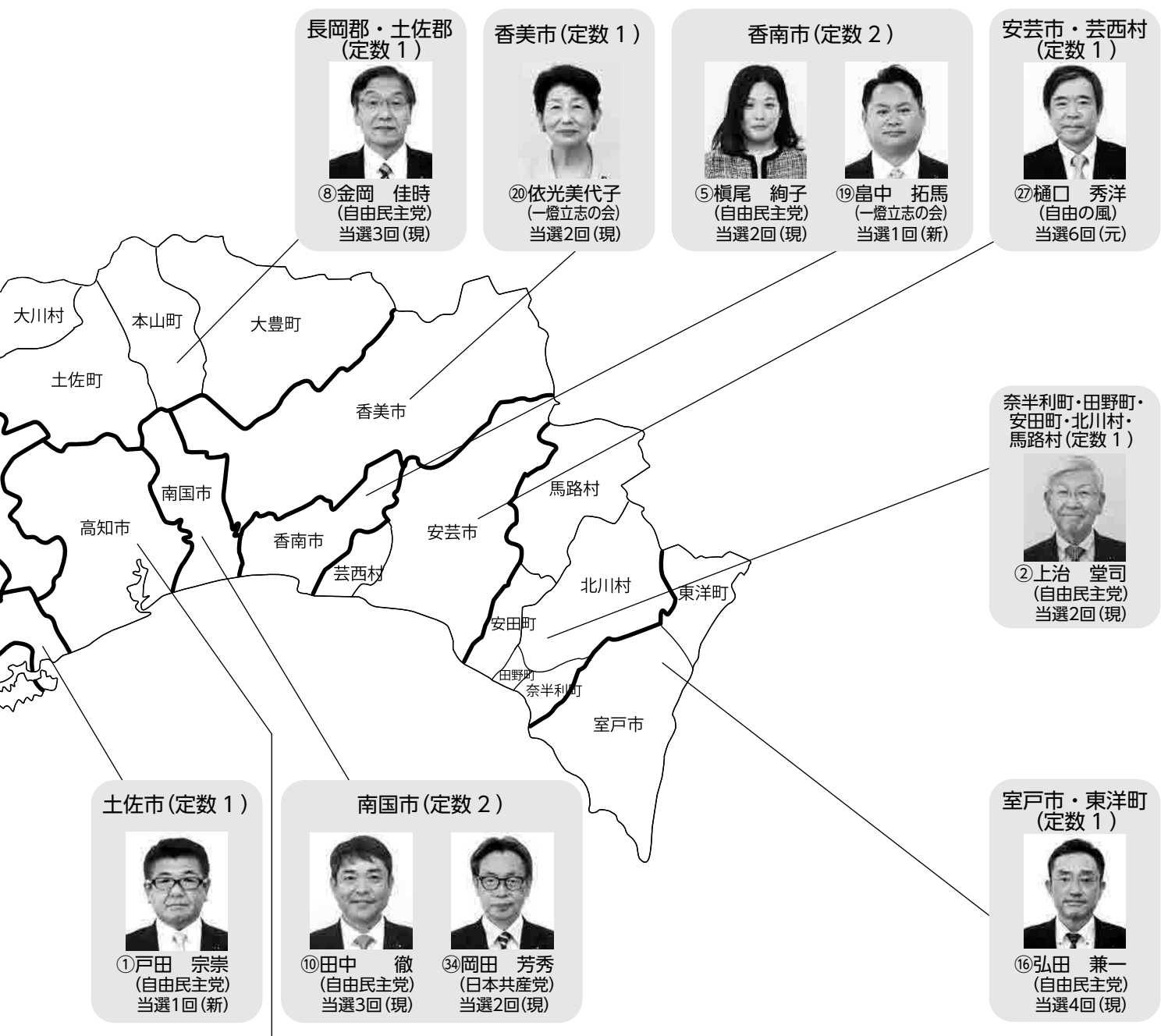
⑭加藤 漠 (自由民主党) 当選4回(現)

土佐清水市(定数1)

⑳橋本 敏男 (県民の会) 当選3回(現)

黒潮町(定数1)

⑨下村 勝幸 (自由民主党) 当選3回(現)



高知市 (定数15)

- | | | | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | | | | | | |
| ⑥ 上田 貢太郎
(自由民主党)
当選3回(現) | ⑪ 土居 央
(自由民主党)
当選3回(現) | ⑬ 西内 隆純
(自由民主党)
当選3回(現) | ⑱ 三石 文隆
(自由民主党)
当選7回(現) | ㉑ 大石 宗
(一燈立志の会)
当選4回(現) | ㉒ 西森 美和
(公明党)
当選1回(新) | ㉔ 寺内 憲資
(公明党)
当選1回(新) | |
| | | | | | | | |
| ㉖ 西森 雅和
(公明党)
当選6回(現) | ㉗ 久保 博道
(知行合一の会)※
当選2回(元) | ㉙ 田所 裕介
(県民の会)
当選2回(現) | ㉚ 坂本 茂雄
(県民の会)
当選6回(現) | ㉜ はた 愛
(日本共産党)
当選1回(新) | ㉝ 細木 良
(日本共産党)
当選1回(新) | ㉞ 中根 佐知
(日本共産党)
当選5回(現) | ㉟ 塚地 佐智
(日本共産党)
当選9回(現) |

※令和5年8月1日
から自由民主党

※ ○数字は議席番号

4 当選回数別構成

(令和5年4月30日現在)

当選回数	人数(人)			構成比率(%)	会派別人数(人)						
	新	前	元		自由民主党	日本共産党	県民の会	一燈立志の会	公明党	自由の風	知行合一の会
1	7			18.9	1	2	1	1	2		
2		7	2	24.3	4	2	1	1			1
3		9		24.3	8		1				
4		5		13.5	4			1			
5		1		2.7		1					
6		2	1	8.1			1		1	1	
7		2		5.4	1			1			
8				0							
9		1		2.7		1					
計	7	27	3		18	6	4	4	3	1	1

5 年齢別構成

(令和5年4月30日現在)

年齢(歳)	人数(人)	構成比率(%)	会派別人数(人)							
			自由民主党	日本共産党	県民の会	一燈立志の会	公明党	自由の風	知行合一の会	
30～34	1	2.7	1							
35～39	1	2.7	1							
40～44	5	13.5	2		1	2				
45～49	4	10.8	2	1	1					
50～54	4	10.8	3				1			
55～59	5	13.5	4	1						
60～64	3	8.1			1		2			
65～69	11	29.7	4	4	1	1				1
70～74	3	8.1	1			1		1		
平均年齢	57.14歳		18	6	4	4	3	1		1

6 常任委員会、議会運営委員会委員名簿

(令和5年5月10日現在)

常任委員会				議会運営委員会
総務	危機管理文化厚生	商工農林水産	産業振興土木	
◎明神 健夫	◎金岡 佳時	◎下村 勝幸	◎上治 堂司	◎西内 隆純
○土森 正一	○上田貢太郎	○土居 央	○横山 文人	○大石 宗
今城 誠司	桑鶴 太郎	戸田 宗崇	楨尾 絢子	楨尾 絢子
西内 隆純	弘田 兼一	田中 徹	加藤 漠	金岡 佳時
三石 文隆	依光美代子	西内 健	畠中 拓馬	西内 健
大石 宗	西森 美和	武石 利彦	西森 雅和	三石 文隆
寺内 憲資	樋口 秀洋	坂本 茂雄	久保 博道	西森 雅和
橋本 敏男	岡田 竜平	岡田 芳秀	田所 裕介	田所 裕介
はた 愛	細木 良	岡本 和也	塚地 佐智	岡田 芳秀
中根 佐知				中根 佐知

注) ◎は委員長、○は副委員長

7 歴代正副議長（平成5年以降）

議長

代	氏名	所属党派	就任年月日
71	山本明司	自由民主党	平 5. 3.19
72	杉本菅夫	〃	平 6. 3.25
73	岡村聡次郎	〃	平 7. 1.25
74	中平和夫	自由民主党議新の会→自由民主党	平 7. 5.10
75	西森潮三	自由民主党	平 8. 9.25
76	土森正典	〃	平 9. 9.29
77	西尾一雄	〃	平10. 9.28
78	依光隆夫	〃	平11. 5.11
79	元木益樹	〃	平12. 3.25
80	東川正弘	〃	平13. 3.23
81	雨森広志	〃	平14. 3.22
82	溝渕健夫	〃	平15. 5. 7
83	森雅宣	〃	平16. 3.18
84	結城健輔	〃	平17. 3.17
85	土森正典	〃	平18. 3.17
86	山本広明	〃	平19. 5. 8
87	西森潮三	〃	平20. 3.19
88	元木益樹	〃	平21. 3.19
89	溝渕健夫	〃	平22. 3.19
90	中畠哲	〃	平23. 5.10
91	武石利彦	〃	平24. 3.16
92	森田英二	〃	平25. 3.27
93	浜田英宏	〃	平26. 3.19
94	三石文隆	〃	平27. 5.12
95	武石利彦	〃	平28. 3.18
96	浜田英宏	〃	平29. 3.17
97	土森正典	〃	平30. 3.20
98	桑名龍吾	〃	令元. 5.14
99	三石文隆	〃	令 2. 3.23
100	森田英二	〃	令 3. 3.22
101	明神健夫	〃	令 4. 3.23
102	弘田兼一	〃	令 5. 5. 9

副議長

代	氏名	所属党派	就任年月日
77	岡村聡次郎	自由民主党	平 5. 3.19
78	西尾一雄	〃	平 6. 3.25
79	熊井一夫	県民クラブ	平 7. 5.10
80	高村誠一	自由民主党	平 8. 5. 8
81	元木益樹	〃	平 9. 6.27
82	東川正弘	〃	平10. 7.14
83	雨森広志	〃	平11. 5.11
84	溝渕健夫	〃	平12. 3.25
85	森雅宣	〃	平13. 3.23
86	植田壯一郎	〃	平14. 3.22
87	岡崎俊一	21県政会	平15. 5. 7
88	池脇純一	公明党	平16. 3.18
89	江渕征香	県民クラブ	平17. 3.17
90	朝比奈利広	県政会	平18. 3.17
91	中畠哲	自由民主党	平19. 5. 8
92	浜田英宏	県政会→自由民主党	平20. 3.19
93	森田英二	自由民主党	平21. 3.19
94	樋口秀洋	〃	平22. 3.19
95	三石文隆	〃	平23. 5.10
96	佐竹紀夫	〃	平24. 3.16
97	黒岩正好	公明党	平25. 3.27
98	桑名龍吾	自由民主党	平26. 3.19
99	西森雅和	公明党	平27. 5.12
100	梶原大介	自由民主党	平28. 3.18
101	明神健夫	〃	平29. 3.17
102	坂本孝幸	〃	平30. 3.20
103	弘田兼一	〃	令元. 5.14
104	西内健	〃	令 2. 3.23
105	加藤藤漠	〃	令 3. 3.22
106	西内隆純	〃	令 4. 3.23
107	今城誠司	〃	令 5. 5. 9



本会議場

定例会・臨時会

1 招 集

定例会は、高知県議会定例会回数条例により年4回とされている。招集時期に定めはないが、2月、6月、9月、12月に招集されるのが例となっている。

このほか、必要がある場合に臨時会が開かれる。

2 会 期

招集日前の議会運営委員会で協議し、招集日の本会議で議決するのが例である。

なお、最近の定例会、臨時会の会期等は、次のとおりである。

区 分 (回数)	令和3年12月 定例会 (360回)	令和4年2月 定例会 (361回)	令和4年6月 定例会 (362回)	令和4年9月 定例会 (363回)	令和4年12月 定例会 (364回)	令和5年2月 定例会 (365回)	令和5年5月 定例会 (366回)	
会 期	12.9～ 12.23	2.22～ 3.23	6.7～ 6.22	9.21～ 10.14	12.6～ 12.21	2.21～ 3.22	5.9～ 5.11	
期 日 数	15	30	16	24	16	30	3	
本会議日数	5	8	5	7	5	8	2	
知事提出議案	49(26)	81	19	45	73(25)	76	4	
議員提出議案	2	2	4	8	7	7	1	
質問日数	3	6	3	5	3	6		
質問者数	8	10【13】	7	8【14】	8	10【14】		
審 議	可 決	24(3)	72	15	21	48(2)	76	1
	修正議決							
	否 決							
	同 意	1	6	2		3		1
	認 定	23(23)				23		
	承 認	1	3	2				3
	撤回承認							
	答 申							
	継 続				25			
	意 見 書 ・ 決 議							
結 果	可 決	1	2	2	6	4	6	
	否 決	1		2	1	2	1	
動 議	可 決							
	否 決							
請 願	採 択							
	不採択	4				4	1(1)	
	継 続					1		
	取 下 げ							

(注)：【 】内は一問一答形式における人数で外数

()内は継続分の内書

3 本 会 議

(1) 会議時間

高知県議会会議規則で、「会議は午前10時に開き、その日の議事を終わった時をもって閉じる」と定めている。

(2) 議事の順序 (定例会)

開会日…………開会宣告→諸般の報告→会議録署名議員の指名→会期の決定

→議案の上程→提出議案の説明→散会宣告

質疑並びに一般質問日…………開議宣告→質疑並びに一般質問 (一括質問・一問一答)

→委員会付託 (質問最終日) →散会宣告

閉会日…………開議宣告→委員長報告→討論→採決→議長挨拶→知事挨拶→閉会宣告

(3) 質疑並びに一般質問の方式 (定例会)

ア 一括質問 (代表質問を含む)

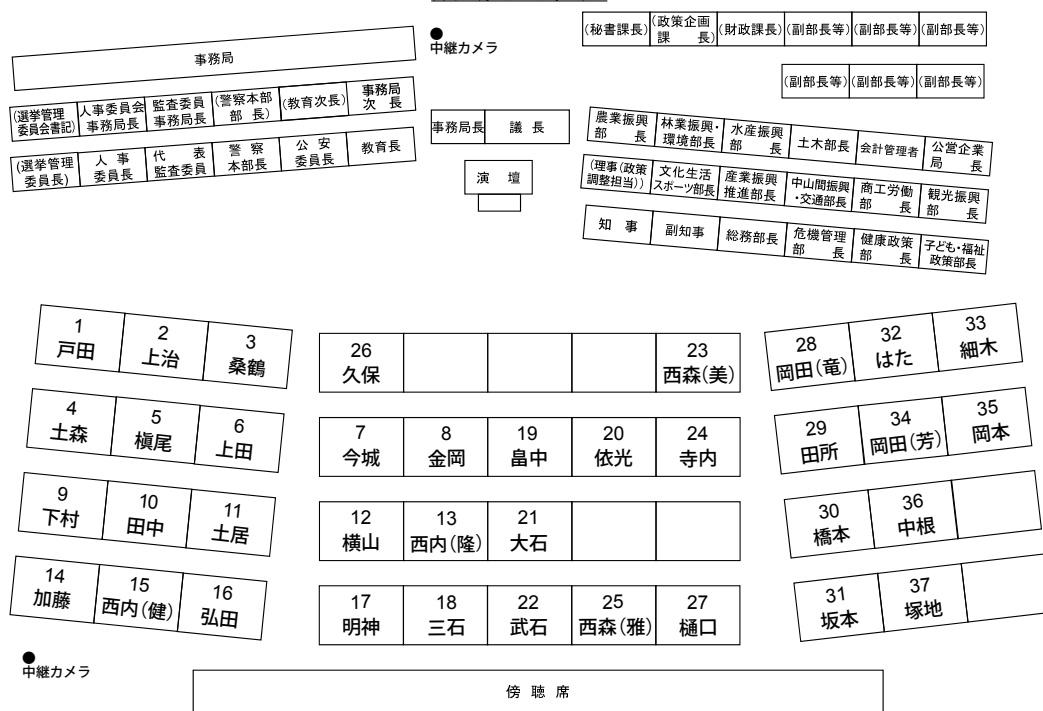
- ・年間の発言者数を35人とし、正副議長を除く全議員が年1回質問することができる。
- ・交渉会派の最初の各1人については代表質問とし、発言時間は50分以内、その他は40分以内としている (発言時間には答弁を含まない)。
- ・発言回数は3回以内とし、再質問、再々質問及びその答弁は自席で行うこととしている。

イ 一問一答 (2月・9月定例会にそれぞれ2日実施)

- ・発言総時間は1日当たりおおむね5時間以内とし、基本的に会派所属議員数に応じて各会派に割り当てる。
- ・議員1人当たりの発言時間は、答弁を含めて原則60分以内とする。

ウ 発言順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにすることを例としている。

議 場 配 席 図



※敬称略、数字は議席番号、令和5年5月9日現在

(4) 発 言

ア 会議において議員が発言しようとするときは、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならないが、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合等はこの限りでない。

イ 一括質問の通告は質問第1日目の前日の正午まで、一問一答の通告は一括質問最終日の前日の正午まで、その他については発言する日の会議の開会までに通告するのが例である。

(5) 説明者の出席

議長は、知事及び各行政委員会の委員長等に対し、定例会ごとに文書をもって出席を求めている。

(6) 委員会付託

議案及び請願は、次のとおりそれぞれの所管の委員会へ付託する。

ア 予算については、所管の各常任委員会に分割して付託する。

イ 決算については、決算特別委員会を設置して付託する。

ウ 予算及び決算以外の議案並びに請願についても、所管の各常任委員会に付託する。

なお、2以上の委員会に関係するものについては、議長が関係する委員会の委員長と協議し、所管を定め付託する。

また、所管が明確でない事項については、議長が執行部の意見を聴取し、所管の委員会を定めて付託する。

(7) 採決区分

各委員会は、議案の審査結果を、原案可決、修正案可決、同意、承認、認定、否決、継続審査に、請願の審査結果を、採択、不採択、継続審査に区分し、さらにそれぞれ全会一致、賛成多数、賛成少数、委員長裁決に区分して議長に報告する。議長は、この区分により採決を行っている。

(8) 委員長報告

口頭による報告を行うのが通例であるが、特異な事件の調査について報告を行う場合は文書にして議席に配付した例もある。

(9) 表 決

起立による表決を原則としているが、状況によっては簡易表決、投票による表決を行う。

4 傍 聴

特別の場合を除き、傍聴券の交付を受ければ誰でも傍聴できる。傍聴券は、会議の当日に受付で先着順に交付する。傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴申込書に住所及び氏名を記入しなければならない。

手話通訳による傍聴も可能である（要事前申込）。また、傍聴時の託児サービスを利用することができる（同）。

傍聴人の定員は157人であり、一般席145（うち車椅子用傍聴席3）、記者席12となっている。

5 会 議 録

平成5年から、録音機器（以前は速記による記録）を使用して、会議録を調製している。

調製した会議録は、次の定例会までに各議員、執行部、県立図書館等に配付し、高知県議会のホームページにも随時掲載している。

常任委員会

1 構成及び所管事項

名 称	委員の定数	所 管 事 項
総 務 委 員 会	10	1 総務部に関する事項 2 会計管理局に関する事項 3 教育委員会に関する事項 4 選挙管理委員会に関する事項 5 人事委員会に関する事項 6 監査委員に関する事項 7 公安委員会に関する事項 8 他の常任委員会の所管に属しない事項
危 機 管 理 文 化 厚 生 委 員 会	9	1 危機管理部に関する事項 2 健康政策部に関する事項 3 子ども・福祉政策部に関する事項 4 文化厚生スポーツ部に関する事項 5 公営企業局に関する事項
商 工 農 林 水 産 委 員 会	9	1 商工労働部に関する事項 2 農業振興部に関する事項 3 林業振興・環境部に関する事項 4 水産振興部に関する事項 5 労働委員会に関する事項 6 海区漁業調整委員会に関する事項 7 内水面漁場管理委員会に関する事項
産 業 振 興 土 木 委 員 会	9	1 産業振興推進部に関する事項 2 中山間振興・交通部に関する事項 3 観光振興部に関する事項 4 土木部に関する事項 5 収用委員会に関する事項

2 委員の選任

議長が会議に諮って指名する。

3 任 期

就任の日から翌年3月31日まで。ただし、後任者が選任されるまでは在任する。

4 傍 聴

議員のほか、特別の場合を除き、傍聴券の交付を受ければ誰でも傍聴できる。傍聴券は、会議の当日に受付で交付する。傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴申出書に住所及び氏名を記入しなければならない。

手話通訳による傍聴も可能である（要事前申込）。また、傍聴時の託児サービスを利用することができる（同）。

傍聴人の定員は、各委員会とも6人である。

5 記 録

本会議に準じて録音機器を使用し、委員会記録を作成している。委員会記録は、議事堂内の図書室や県庁内の総合案内コーナーに設置し、自由に閲覧できるほか、高知県議会のホームページにも随時掲載している。

6 閉会中の委員会の活動状況

委員会名	年度	委員会開催		調査(回数)	
		回数	延日数	県内	県外
総務委員会	2	1	1	1	0
	3	3	5	6	0
	4	3	5	11	1
危機管理文化厚生委員会	2	1	1	0	0
	3	2	4	4	0
	4	3	5	9	1
商工農林水産委員会	2	1	1	2	0
	3	2	4	6	0
	4	3	5	8	1
産業振興土木委員会	2	1	1	0	0
	3	3	5	7	0
	4	4	6	9	1



総務委員会



危機管理文化厚生委員会



商工農林水産委員会



産業振興土木委員会

議会運営委員会

1 目 的

議会の運営に関する調査や協議を行い、各派相互の連絡協調を遂げ、議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 委員の選出

委員は、所属議員2人以上を有する会派に対して、所属議員数を基準にして割り当て、その互選した議員をもって充てる。

1人会派については、オブザーバーとして出席を認める。オブザーバーは、委員長の許可を得て発言することができるが、表決には参加できない。

3 構 成

(令和5年5月10日現在)

定数	自由民主党	日本共産党	県民の会	一燈立志の会	公明党
10人	5人	2人	1人	1人	1人

4 傍 聴

議員のほか、特別の場合を除き、傍聴券の交付を受ければ誰でも傍聴できる。傍聴券は、会議の当日に受付で交付する。傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴申出書に住所及び氏名を記入しなければならない。

手話通訳による傍聴も可能である（要事前申込）。また、傍聴時の託児サービスを利用することができる（同）。

傍聴人の定員は3人である。



議会運営委員会

5 小委員会の設置状況

委員会名 (設置期間)	委員 定数	委員の会派別内訳	備 考
議会デジタル化検討小委員会 R5. 6.16～	7	自由民主党 3、日本共産党 1、県民の会 1、 一燈立志の会 1、公明党 1	傍聴人の 定員は6人



議会デジタル化検討小委員会

特別委員会

1 目 的

特別委員会は、必要がある場合に議会の議決により設置される。

また、毎年9月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会が設置されている。

2 委員の選任

議長が会議に諮って指名する。

3 任 期

任期は、設置から審査又は調査の終了までとなっている。

決算特別委員会については、通常9月定例会において設置され、12月定例会への報告をもって解散している。

4 傍 聴

議員のほか、特別の場合を除き、傍聴券の交付を受ければ誰でも傍聴できる。傍聴券は、会議の当日に受付で交付する。傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴申出書に住所及び氏名を記入しなければならない。

手話通訳による傍聴も可能である（要事前申込）。また、傍聴時の託児サービスを利用することができる（同）。

傍聴人の定員は6人と定めているが、特別の場合には議会運営委員会において変更する場合がある。

5 最近の設置状況（決算特別委員会を除く）

委員会名 (設置期間)	委員 定数	委員の会派別内訳
新型コロナウイルス感染症対策 調査特別委員会 R2.3.23～R5.4.29	10	自由民主党 6、日本共産党 1、県民の会 1、 一燈立志の会 1、公明党 1
議員定数問題等調査特別委員会 R3.7.8～R4.2.22	10	自由民主党 6、日本共産党 1、県民の会 1、 一燈立志の会 1、公明党 1



新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会

その他の委員会等

1 正副委員長会

議長が、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の正副委員長を必要に応じて招集し、議会予算関係及び委員会の運営等について協議している。

2 各派代表者会

議長が、各会派の代表者1人（自由民主党のみ2人）と副議長を随時招集し、議長が必要と認めた事項及び議会図書室の運営について協議している。

請願書及び陳情書

1 請願書の取扱い

(1) 提出手続き

請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人の場合は、その主たる事務所の所在地）を記載し、請願者（法人の場合は、その名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。また、紹介議員の署名又は記名押印がされていなければならない。

(2) 提出期限

会期ごとに議会運営委員会で協議決定されるが、委員会に議案を付託する日の前々日の本会議終了後1時間以内に受理されたものについて、当該定例会で審査するのが例である。

(3) 委員会の審査

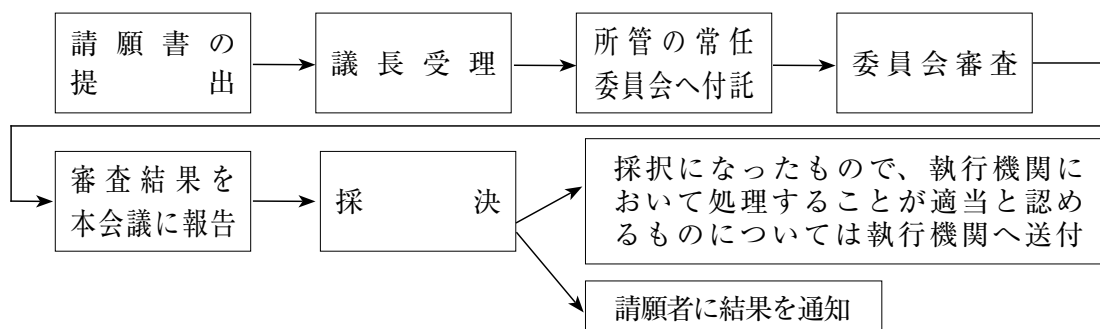
委員会は、付託された請願を審査し、その結果を「採択」「不採択」「継続審査」に区分して議長に報告する。

(4) 本会議の採決

委員長の報告を受けた後、本会議で採決する。

(5) 結果の通知

議決結果については、請願者に通知する。



2 陳情書の取扱い

請願書同様に議長が陳情書を受理し、陳情一覧表を作成して本会議場で全議員に配付する。

3 請願書・陳情書の審査状況

(令和5年2月定例会終了時)

委員会名	請 願 書								陳 情 書		
	受理件数			4年度委員会審査結果					受理件数		
	2年度	3年度	4年度	採択	不採択	取下げ	継続	審議未了	2年度	3年度	4年度
総 務	3	2	2		2				10	16	8
危機文化	3	2	2		2				3	12	8
商 農 水			1		1				5	6	0
産 振 土 木									5	7	2
議 運									1	1	0
コ ロ ナ									8	3	1
計	6	4	5		5				32	45	19

※総務は総務委員会、危機文化は危機管理文化厚生委員会、商農水は商工農林水産委員会、産振土木は産業振興土木委員会、議運は議会運営委員会、コロナは新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の略

議員提案による政策条例

高知県議会では、政策立案機能の成果として、平成12年以降で18件（一部改正を含む）の議員提案による政策条例が成立している。

議員提案で成立した政策条例一覧

令和5年6月末現在

条 例 名	内 容
高知県合併処理浄化槽設置推進に関する条例 (H12.3.25可決、H12.3.28公布) *H13.3.27題名改正：高知県浄化槽設置推進に関する条例	一般家庭からの雑排水問題に積極的に対応していくため、生活排水を処理する合併処理浄化槽の普及を推進する。
高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例 (H13.3.23可決、H13.3.27公布)	放置自動車の発生の防止及び処理を推進するため、所有者不明の場合等の市町村処理費用の1/2相当額の県負担等を規定する。
高知県暴走族等の根絶に関する条例 (H14.3.22可決、H14.3.29公布)	暴走族等の根絶を図るため、県民の通報体制の確立、事業者の改造等の自粛、道路管理者等の暴走防止措置、暴走あおり行為の禁止等を定める。
高知県緊急間伐推進条例 (H14.12.19可決、H14.12.27公布) (H30.4.1失効)	国の補助対象となっていない8歳級以上のものも含めた緊急間伐推進計画、間伐材等の利用、人材の育成及び確保、財政上の措置等を規定し、間伐を推進することを目的とする。 * H15.4.1からH20.3.31までの時限立法
高知県うみがめ保護条例 (H16.3.18可決、H16.3.30公布)	県内の海岸に上陸したうみがめの捕獲及びその卵の採取の禁止、うみがめ産卵地の保護区の指定等を規定し、うみがめ及びその卵を保護する。
あったか高知観光条例 (H16.7.26可決、H16.8.6公布)	観光振興の基本理念、基本方針、観光ビジョンの策定等を規定し、県民の参加と協働による観光の振興を図り、元気な地域社会づくり及び本県経済の持続的な発展に寄与する。
高知県食の安全・安心推進条例 (H17.10.7可決、H17.10.21公布)	食の安全・安心の確保に関し、基本理念や関係者の責務・役割、県の施策の基本となる事項を規定し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大に寄与する。
高知県がん対策推進条例 (H19.3.16可決、H19.3.23公布)	がんの予防及び早期発見の推進、患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な医療を受けることができることの実現等を図るため、がん対策の基本となる事項等を定めることにより、総合的な対策を推進する。
清潔で美しい高知県をつくる条例 (H19.12.27可決、H19.12.28公布)	清潔で美しい県土づくりの基本理念、関係者の責務・役割、県の施策の基本となる事項を規定し、県土の美観の保持及び回復を推進し、快適な生活環境の実現に寄与する。

条 例 名	内 容
高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例 (H20.3.19可決、H20.3.25公布)	条例の施行期限を5年延長するとともに、森林が有する地球温暖化の防止の機能の重要性を考慮し、併せて森林組合等の責務及び利用間伐の促進について新たに規定する。
高知県歯と口の健康づくり条例 (H22.10.14可決、H22.10.22公布)	歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的として、歯と口の健康づくりの基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定める。
高知県子ども条例 (H24.12.27可決、H25.1.4公布)	平成16年から施行された「高知県こども条例」について、今日の子どもの取り巻く環境を改善するため、子どもが家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長することができる環境づくりを目指して、県、保護者、学校関係者等、県民の責務を明らかにし、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを社会全体でより一層推進していくことを目的に、全面的に改める。
高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例 (H25.3.27可決、H25.3.29公布)	地球温暖化の防止をはじめとする森林の多面的機能の持続的な発揮及び県民生活の安定向上を図ることを目的として総合的、計画的かつ緊急に実施している間伐の推進について、その施行期限を5年延長する。
高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例 (H26.3.19可決、H26.3.25公布)	がん対策の新たな課題に対応するとともに、その体制と施策のさらなる充実を図るため、県、市町村、県民、医療機関等、事業者の責務及び役割、並びに連携について規定し、がん対策を社会全体で総合的かつ効果的に推進する。
高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例 (H29.3.17可決、H29.3.24公布)	県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的として、県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定める。
高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (H30.10.12可決、H30.10.19公布)	自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者及び自動車等を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定める。
高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例 (R2.3.23可決、R2.3.27公布)	新たな知見を取り入れながら歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的により一層推進するため、その決意となる前文を改めるとともに、基本的施策の実施条項に高齢期におけるオーラルフレイル対策をはじめとするライフステージに応じた施策等を規定する。
高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例 (R3.7.8可決、R3.7.16公布)	新型コロナウイルス感染症のまん延が県民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすことに鑑み、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延を防止し、もって県民等の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市町村その他関係機関との連携のもとに県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する施策を定める。

図書室

地方自治法第100条第19項の規定に基づき、議事堂3階に図書室を設置している。

図書室には2名の会計年度任用職員（うち司書1名）を配置し、官報や公報その他の出版物を収集するとともに、インターネットによる新聞の記事情報サービスなども活用して、議員の調査研究に資する情報提供を行っている。



なお、この図書室は、議員の利用に支障のない範囲で、高知県職員や一般県民も利用することができる。

年度	のべ利用者数（人）					貸出数 （冊）	蔵書数 （冊）
	議員	事務局職員	執行部	その他	計		
2	363	1,113	193	66	1,735	369	10,819
3	294	1,214	223	43	1,774	627	11,073
4	297	1,114	187	107	1,705	182	11,289

広報活動

1 広 報 紙

年4回の定例会（2月・6月・9月・12月。改選期には臨時増刊号も発行）にあわせて「こうち県議会だより」を発行し、市町村委託又は新聞折込により県内の各世帯に配布している。

内容は、各定例会・臨時会の概要、質問及び答弁の要約、常任委員会・特別委員会の動きなどで、県議会の活動を県民に分かりやすくお伝えするための紙面づくりに取り組んでいる。



令和4年度に発行した「こうち県議会だより」

2月・9月発行分は4ページ、6月・12月発行分は8ページのタブロイド版で、今年度の発行予定部数は1号当たり22万1千5百部である。

平成26年12月からは、無料のスマートフォン用アプリ「マチイロ」（平成28年9月に「i広報誌」から名称変更）での配信も行っている。

2 ホームページ

平成11年10月にホームページを開設し、議員名簿や定例会の日程、本会議や委員会の会議録（平成12年12月から、議会運営委員会については平成24年9月から）、議員別賛否の状況（平成23年12月から）などを掲載している。

また、平成16年9月定例会から本会議のインターネット中継を開始した。

令和2年以降の本会議については、

VOD(ビデオ・オン・デマンド)により、ホームページ上でいつでも視聴することが可能となっている。

さらに平成28年2月からは、Twitterとfacebookを活用した情報発信も行っている。

ホームページURL（スマートフォン対応） <https://gikai.pref.kochi.lg.jp/>



高知県議会トップページ

議会デジタル化の取組

議会の機能を強化するため、「議会デジタル化基本方針」を取りまとめ、危機に強い議会の実現、県民とのコミュニケーションの強化、業務の効率化、迅速化及び政策立案能力の向上を目的に取り組んでいる。

また、オンライン委員会やペーパーレス化、グループウェアの導入により、情報伝達の効率化、迅速化を進めている。具体的にはタブレット端末の導入、Wi-Fiの整備、ペーパーレス会議システムの整備である。

さらに、高知県議会ホームページの「会議録検索システム」により、インターネット上で本会議や委員会の会議録を自由に検索することができる。



会議録検索システム

議員報酬・期末手当及び費用弁償

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき、下表のとおり支給している。

1 議員報酬、期末手当、旅費

区分	議員報酬 (月額)	期末手当	旅費(内国旅行)						旅行雑費 (四国内を除く 1日につき)
			宿泊料(1夜につき) の上限額			宿泊諸費(1夜につき)			
			都 の 特別区	甲地方	乙地方	都 の 特別区	甲地方	乙地方	
議 長	円 900,000		円	円	円	円	円	円	円
副議長	820,000	6月及び 12月に支給	12,900	11,100	9,900	4,400	3,700	3,400	700 ※都の特別区 500円加算
議 員	770,000								

(注) 旅 費 上記のほか、交通費については原則、「職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員の例により支給する。

2 費用弁償

議員が議会の招集に応じたとき、常任委員会や議会の運営に関する協議に出席したときなどは、下表のとおり費用弁償をすることができる。

居住地から 招集地まで の往復の 路 程	居 住 地 と 招 集 地 と が 同 一 の 市 町 村	40km 未満	40km 以上 90km 未満	90km 以上 150km 未満	150km 以上 220km 未満	220km 以上 300km 未満	300km 以上
1日あたり の額	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	14,000円	17,000円	18,000円

政務活動費

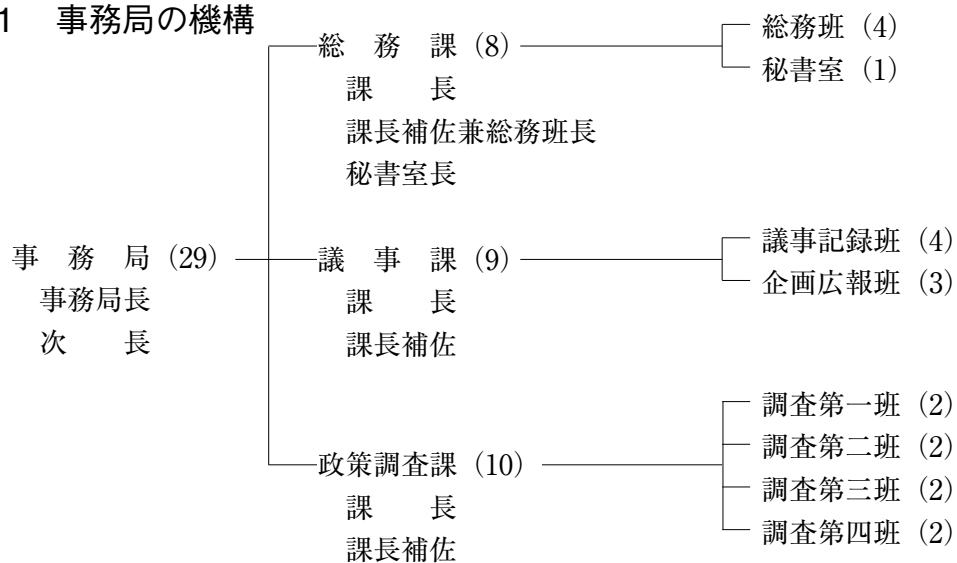
高知県政務活動費の交付に関する条例に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、四半期ごとに下記の金額を支給している。

議員 140,000円(月額)

会派 所属議員1人につき140,000円(月額)

議会事務局（令和5年4月1日現在）

1 事務局の機構



2 事務局職員の定数と現員数

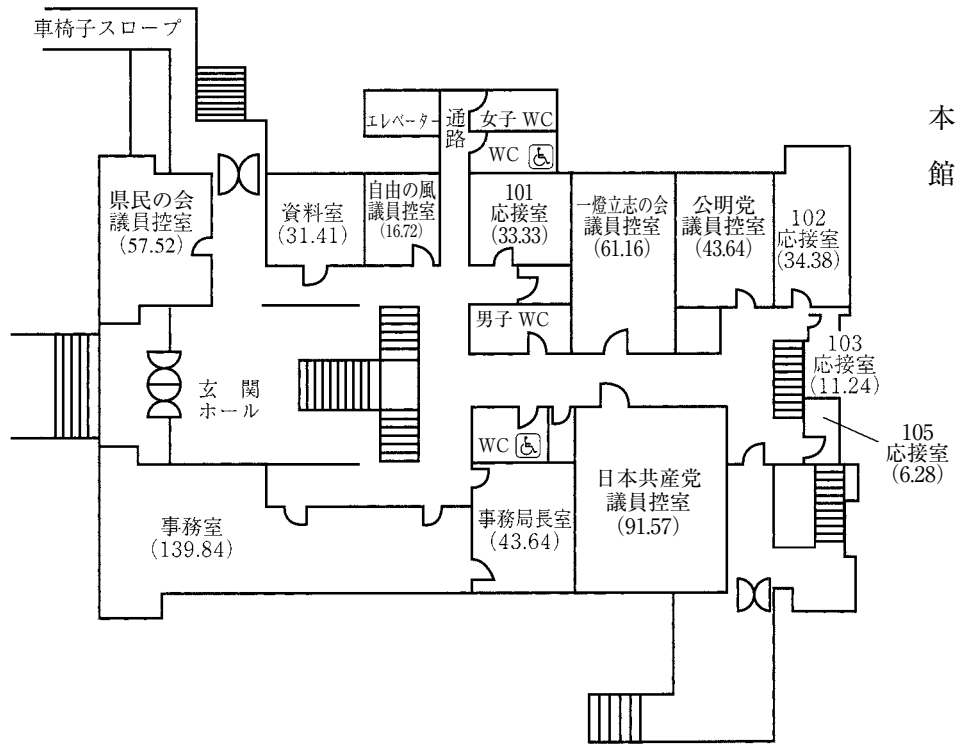
職	現 員					計
	局 長	次 長	総務課	議事課	政策調査課	
局 長	1					1
次 長		1				1
課 長			1	1	1	3
課長補佐			1	1	1	3
室 長			1			1
班 長			(1)	2	4	6 (1)
主 任			1			1
主 幹			3	3	4	10
主 査				2		2
主 事			1			1
計	1	1	8 (1)	9	10	29 (1)

* () は兼務

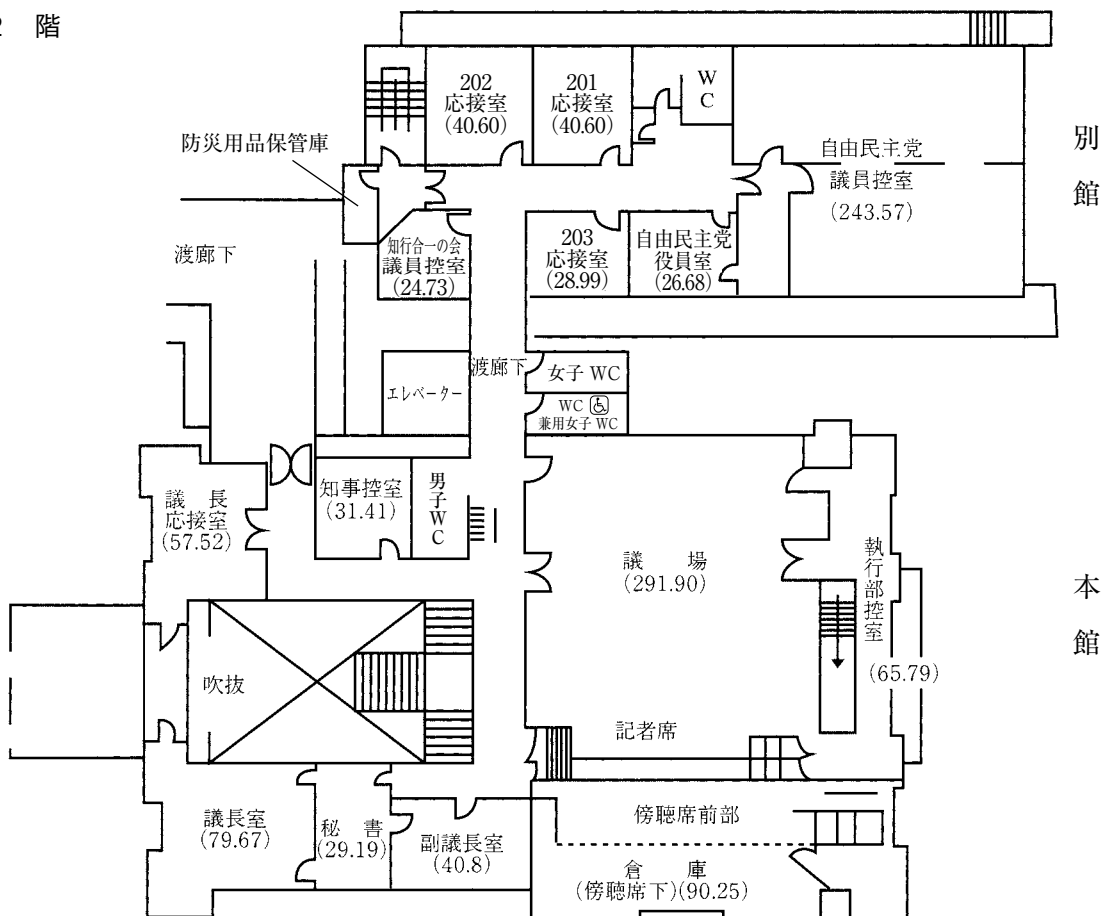
議事堂見取図

(令和5年5月1日現在)

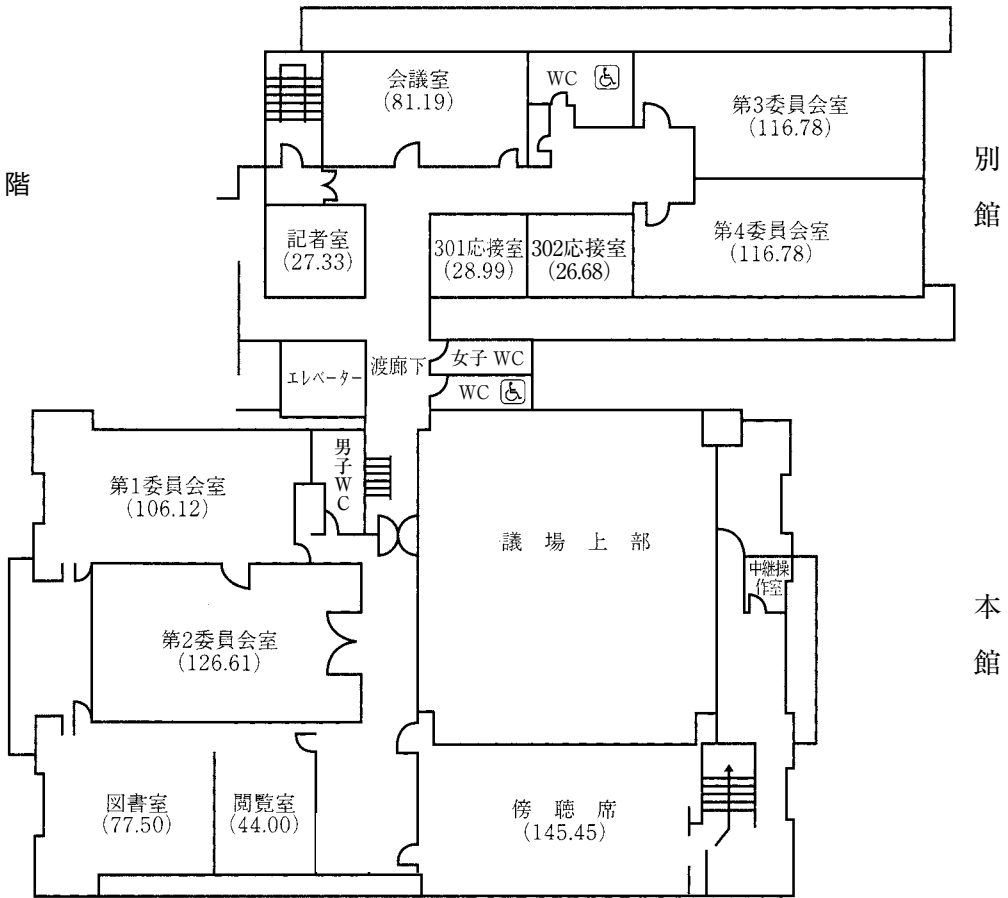
1 階



2 階



3 階



本館 起工 昭和35年 7月16日
竣工 昭和37年 9月30日
別館 起工 昭和46年 3月29日
竣工 昭和46年11月30日

議会関係予算（歳出）

第1款 議会費 第1項 議会費 第1目 議会費 (単位：千円)

節	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	説明
(1)報酬	353,767	353,870	(議会運営費) 議員報酬等(37人) 526,170
(2)給料	131,071	135,574	健康診断委託料 509 政務活動費交付金 124,320
(3)職員手当等	195,592	203,820	運営費 56,198
(4)共済費	97,930	101,270	(人件費) 一般職給与費(29人) 235,607
(8)報償費	321	167	(事務局運営費) 議事記録反訳等委託料 5,252
(9)旅費	47,894	64,222	本会議場放送設備保守点検委託料 1,116 県議会情報システム保守等委託料 9,940
(10)交際費	1,000	1,200	広報紙配布等委託料 5,069 インターネット中継システム保守管理委託料 1,875
(11)需用費	16,290	24,402	ケーブルテレビ中継運用委託料 910 委員会調査等出張業務委託料 2,861
(12)役務費	6,105	9,053	議員報酬口座振込システム修正委託料 440 全国都道府県議会議長会分担金 4,263
(13)委託料	20,810	27,972	財政基盤強化対策県議会議長協議会負担金 50 半島地域振興対策議会議長連絡協議会負担金 40
(14)使用料及び 賃借料	6,229	9,705	離島振興対策都道府県議会議長会負担金 40 地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会負担金 25
(18)備品購入費	252	743	職員研修等負担金 425 事務費 86,084
(19)負担金補助 及び交付金	129,211	129,163	
(27)公課費	0	33	
合計	1,006,472	1,061,194	